

告 示

埼玉県告示第千八百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木の家だいきの会

三 代表者の氏名

鈴木 進

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県所沢市東町十一番一―千七百四号

（変更後）埼玉県所沢市中新井四丁目十二番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、住まい手と山（木材産地）とのネットワークによるいえづくり、地域の風土に根ざしたいえづくり、及び住まい手とつくり手の顔が見えるいえづくり（以下「木の家だいきのいえづくり」という。）、の普及を通して、山の緑の保全や自然と共生するいえづくり・まちづくりに貢献するとともに、森と都市の交流を通じて森林地帯の振興を図ることを目的とする。